

エコアクション21

環境活動レポート



有限会社 光栄建設

2024年度

運用期間 2024年 1月 ~ 2024年 12月

2025年 1月24日 発行

【 目 次 】

項目No	項 目 名	レポートの 要求No	ページ
	表 紙	—	1
	目 次	—	2
1	組織の概要及び対象範囲	①②	3
	1) 事業者名及び代表者名 2) 所在地 3) 環境管理責任者及び事務局及び連絡先 4) 事業創立年月日 5) 事業活動の内容 6) 事業規模 7) 推進組織図 8) 対象範囲		
2	環境方針	③	4
3	環境目標	④	5
4	環境目標の実績	⑥	6
5	環境活動計画と取組結果とその評価	⑤⑦	7
6	次年度の取組内容	⑦	8
7	環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに 違反、訴訟等の有無	⑧	9
8	代表者による全体評価と見直しの結果	⑨	10

※レポートの要求Noとは、建設業者向けガイドライン・環境活動レポートの
レポート作成の番号①～⑨のこと。

1. 組織の概要と対象範囲

1) 事業者名及び代表者名

有限会社 光栄建設
代表取締役 今村 康薦

2) 所在地

本社事務所 〒882-1101 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井5139-3
資材置場 〒882-1101 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井5139-3
尾久保倉庫 〒882-1101 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井5333-2

3) 環境管理責任者及び事務局、担当者氏名・連絡先

EA-21 責任者 田崎 学
EA-21 事務局 今村 文〔総務部〕

連絡担当者 田崎 学 (EA-21責任者)
TEL 0982-76-1247 FAX 0982-76-1248
E-meil manabu@koei-cf.jp

4) 事業創立年月日

1981年 7月 1日 〔創立より42年〕

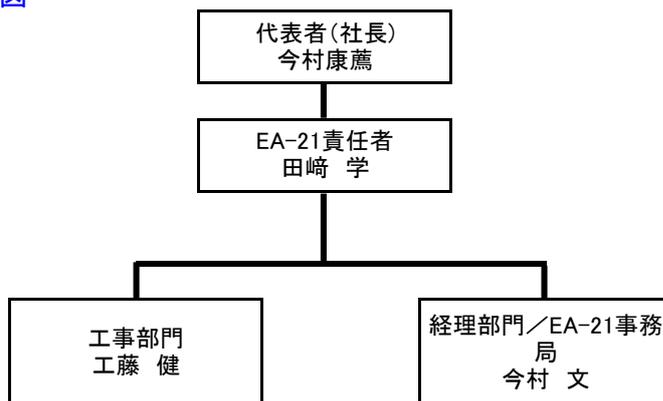
5) 事業活動の内容

建設業(土木工事、とび・土工工事、舗装工事、造園工事、水道施設工事)

6) 事業規模

項目	単位	2021年	2022年	2023年	2024年
工事件数	件	9	17	15	23
売上高	百万円	195	211	264	250
従業員数	人	10	10	10	10
床面積	m ²	90	90	90	90
敷地面積	m ²	180	180	180	180

7) 推進組織図



8) 対象範囲(全組織・全活動)

組織・・・ 本社事務所・資材置場・尾久保倉庫
活動・・・ (5)事業活動の内容全て
レポート対象期間 2024年 1月1日～2024年 12月31日
レポート発行日 2025年 1月 24日

環境経営方針

1. 《基本理念》

有限会社光栄建設は、環境問題に対する自主的な取組みと、その継続的改善を経営の重要課題の一つとして位置付け、全ての事業活動を通じて、環境への影響に配慮し、その保全に勤めることにより、持続的な発展が可能な社会作りに貢献します。

2. 《行動指針》

事業活動において環境へ与える影響の低減並びに改善を図る為に下記の活動を実施します。

1. 電気使用量・化石燃料使用量の節減による二酸化炭素量の削減に努めます。
2. 節水に心掛け水資源の保護に努めます。
3. 事業活動工程から排出される廃棄物の削減とリサイクルの推進に努めます。
4. 建設資材における再生材の積極的な利用並びに事業活動全般におけるグリーン購入を進めます。
6. 環境に配慮した施工を推進します。
7. 地域の環境保全活動には積極的に取り組みます。
8. 環境関連法規を遵守します。
9. 環境方針は、全ての従業員に周知します。

環境活動は定期的に評価・見直しを行い継続的な活動を行い、環境レポートを一般に開示し環境保護の呼びかけに努めます。

令和3年 4月 1日 制定

有限会社 光栄建設
代表取締役 今村康薦

3. 環境目標

当社の環境目標は、環境負荷の調査結果より以下のような目標を設定いたしました。
 なお、目標設定の基準は2023年度(23年1月～23年12月)のデータを使用しています。

取組み項目 (目標項目)(単位)	実施区	年度別環境目標				
		基準値 (2023年1月～ 2023年12月)	2024年度 (2024年1月～ 2024年12月)	2025年度 (2025年1月～ 2025年12月)	2026年度 (2026年1月～ 2026年12月)	
1. 二酸化炭素排出量の削減 (kg-CO ₂)	事務所	5,515.4	5,460.2	5,405.1	5,349.9	
	現場	60,206.1	59,604.0	59,002.0	58,399.9	
	全社	65,721.5	65,064.3	64,407.0	63,749.8	
省エネルギー項目	①電気使用量の削減 (kWh)		1. 0%削減	2. 0%削減	3. 0%削減	
		事務所	7,934.0	7,854.7	7,775.3	7,696.0
		現場	0.0	0.0	0.0	0.0
	②ガソリン使用量の削減 (L)			1. 0%削減	2. 0%削減	3. 0%削減
		事務所	529.0	523.7	518.4	513.1
		現場	6,868.0	6,799.3	6,730.6	6,662.0
	③軽油使用量の削減 (L)			1. 0%削減	2. 0%削減	3. 0%削減
		事務所	0.0	0.0	0.0	0.0
		現場	17,044.0	16,873.6	16,703.1	16,532.7
	④灯油使用量の削減 (L)			1. 0%削減	2. 0%削減	3. 0%削減
		事務所	540.0	534.6	529.2	523.8
		現場	120.0	118.8	117.6	116.4
2 廃棄物の削減	1). 一般廃棄物の削減 (kg)	全社	91.30	基準値比 1.0%削減 90.4	基準値比 2.0%削減 89.5	基準値比 3.0%削減 88.6
		現場	-	仕様書通りの廃棄を遵守しリサイクル率を向上する		
3. 水資源使用量の削減 (年間水資源総使用量) (m ³)			自然水利用につき節水が目標			
	全社	自然水使用	節水	節水	節水	
4 環境益活動	①グリーン商品購入の促進	全社	15品	15品以上/年		
	②環境ボランティア活動の推進	全社	1回以上/年	1回以上/年		
	③環境配慮型の取組推進	全社	-	環境活動計画の遵守を目標とする		

- ※ 産業廃棄物(建設副産物)は工事の件数や工種によって大きく左右されるため、「設計書どりの廃棄」「廃掃法を遵守した廃棄」を行う事を活動目標として取り組んでいきます。
- ※ 購入電力のCO₂排出係数は、九州電力の0.371を使用しました。
- ※ グリーン購入の目標は、エコ製品などの環境配慮製品の購入数を目標としています。
- ※ 環境配慮型の取組推進の目標は、関連する環境活動計画を遵守する事を目標とします。

4. 環境目標の実績

環境目標に対する達成状況は以下の通りです。

取組項目		2024年度目標値 (2024年1月～ 2024年12月)	2024年度実績 (2024年1月～ 2024年12月)	達成率	判定	
1. 二酸化炭素排出量の削減 (kg-CO ₂)	全社	65,064.3	100,530.3	64.7%	×	
	①電気使用量の削減 1.0% (kWh)	事務所	7,854.7	10,146.0	77.4%	×
		現場	0.0	0.0	0.0%	—
		全社	7,854.7	10,146.0	77.4%	×
	②ガソリン使用量の削減 1.0% (L)	事務所	523.7	619.4	84.5%	×
		現場	6,799.3	7,871.5	86.4%	×
		全社	7,323.0	8,490.9	86.2%	×
	③軽油使用量の削減 1.0% (L)	事務所	0.0	0.0	0.0%	—
		現場	16,873.6	27,042.2	62.4%	×
		全社	16,873.6	27,042.2	62.4%	×
④灯油使用量の削減 1.0% (L)	事務所	534.6	2,851.0	18.8%	×	
	現場	118.8	80.0	148.5%	○	
	全社	653.4	2,931.0	22.3%	×	
2. 廃棄物の削減 ①一般廃棄物の削減 (kg) ②建設副産物の仕様書通りの 廃棄によるリサイクル向上	①全社	90.4	88.5	102.1%	○	
	②現場	仕様書通りの廃棄を 遵守しリサイクル率を向 上	610.2/654.11トン (93.3%)	—	○	
3. 水資源使用量の削減1.0% (m ³)	全社	節水	節水	—	○	
4-①グリーン購入の促進	全社	15品	15品	100.0%	○	
4-②環境ボランティア活動の 推進	全社	1回/年間	1回	100.0%	○	
4-③環境配慮型の取組推進	全社	環境活動計画 の遵守	環境活動計画を 遵守しました。	—	○	

※ 購入電力のCO₂排出係数は、九州電力の0.371を使用しました。

※ 達成率は、項目1～3が、目標/実績 100%以上が評価○で、項目4～が、実績/目標で100%以上が、評価○とする。

5、環境活動計画と取組結果とその評価

目標項目	取組内容	取組結果	評価
【電気使用量の削減】	①不在箇所、昼休みなどの電気消灯の徹底	・不在箇所などの消灯やエアコンの温度管理は徹底できたが、電化製品の追加や、年間を通じて事務所内での作業も増えたため、電気使用量が増加した。	○
	②空調温度管理(設定温度厳守)		○
	③作業終了時には機器のコンセントを抜く		○
【ガソリン使用量の削減】	①エコドライブの徹底	・エコドライブや現場への相乗り通勤などは徹底して実施できている。又、事前の段取りによる折り返し運転も激減している。遠方への現場が増えたため、ガソリン使用量が増加した。	○
	②現場への相乗りの推進		○
	③忘れ物等の再確認をし、折り返し運転の撲滅の推進		○
【軽油使用量の削減】	①重機のアイドリングストップの徹底	・重機のアイドリングストップや始業前の点検は徹底している。今期は重機使用の工事が増えたため軽油の使用量が増加した。引き続きフルパワーの制御等に取り組む。	○
	②重機の始業前点検の徹底		○
	③重機のフルパワーの制御の徹底		○
【灯油使用量の削減】	①室温や使用状況に応じての暖房管理の徹底	・暖房機器の管理は徹底出来たが、事務所内での作業増のため、目標は未達成となった。現場は、灯油使用の現場が少なかつたこともあり、目標を達成できた。	○
	②不在、不要箇所の消化		○
【一般廃棄物の削減】	①資源物を再利用できるよう分別の徹底	・コピー等は裏紙使用や集約コピー等で削減を図った。印刷ミスなど十分注意するよう心掛け、無駄な廃棄物を低減できた。	○
	②コピー用紙などの節減(裏紙使用)		○
【建設副産物のリサイクル向上】	①廃棄物処理はできるだけリサイクル業者へ依頼する	・産廃が発生したら現場保管はせず、速やかに処理場へ運搬している。又、できるだけ再資源が出来る処理場を選ぶようにしている。	○
	②資材包装物は業者へ持ち帰りを依頼する		○
【水資源使用量の削減】	①定期的な漏水点検	・毎月1回、漏水点検を実施している。又、車両等の洗車は山水を使用している。	○
	②車両や建設機械の洗車はできるだけ山水を利用		○
【グリーン商品購入の促進】	①商品購入時はカタログでエコ商品か確認し購入する	・必要な商品を購入する際は、カタログ等でエコ製品を確認し、できるだけエコ製品を購入している。	○
	②環境ラベル認定等製品を優先的に購入する		○
【環境ボランティア活動の推進】	①植林等の環境ボランティアには積極的に参加	事務所や現場周辺は常に清掃している。環境ボランティアは道路愛護デーで道路のごみ拾いを実施した。	○
	②現場付近や事務所周辺は常に清掃、整理整頓に努める		○
【環境配慮型の取組推進】	①環境配慮型の建設機械を使用する	・現場では、設計書で指定された重機使用を遵守している。又、できるだけ工期の短縮ができるような施工に努めている。	○
	②しっかりした工程管理で常に工期短縮に取り組む		○

6、次年度の取組内容

目標項目	取組内容
【電気使用量の削減】	①不在箇所、昼休みなどの電気消灯の徹底
	②空調温度管理(設定温度厳守)
	③作業終了時には機器のコンセントを抜く
【ガソリン使用量の削減】	①エコドライブの徹底
	②現場への相乗りの推進
	③忘れ物等の再確認をし、折り返し運転の撲滅の推進
【軽油使用量の削減】	①重機のアイドリングストップの徹底
	②重機の始業前点検の徹底
	③最新の排対型使用の推進
【灯油使用量の削減】	①室温や使用状況に応じた暖房管理の徹底
	②不在、不要箇所の消化
	③現場での養生方法の改善(練炭養生等を活用)
【一般廃棄物の削減】	①資源物を再利用できるよう分別の徹底
	②コピー用紙などの節減(裏紙使用)
【建設副産物のリサイクル向上】	①廃棄物処理はできるだけリサイクル業者へ依頼する
	②資材包装物は業者へ持ち帰りを依頼する
【水資源使用量の削減】	①定期的な漏水点検
	②車輜や建設機械の洗車はできるだけ山水を利用
【グリーン商品購入の促進】	①商品購入時はカタログなどでエコ製品の有無を確認する
	②環境ラベル認定等製品を優先的に購入する
【環境ボランティア活動の推進】	①植林等の環境ボランティアには積極的に参加
	②現場付近や事務所周辺は常に清掃、整理整頓に努める
【環境配慮型の取組推進】	①環境配慮型の建設機械を使用する
	②しっかりした工程管理で常に工期短縮に取り組む

7. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価並びに違反、訴訟等の有無

当社の事業に係る主な環境関連法規は、担当者が定期的に富士経済グループ・建設工事の環境保全法令・地方条例データベース

(<http://www.group.fuji-keizai.co.jp/kensetsu/>)で確認しています。

尚、環境関連法規の遵守状況確認を実施した結果、違反及び監督官庁からの指摘も、地域住民からの訴訟もありませんでした。

環境関連法規の遵守状況の確認と評価は、3ヶ月に1回実施し、「環境関連法規の取り纏め兼遵守評価表」に記述しています。

現場での遵守状況は、月1回の安全パトロールや会議等を通じて常に確認しています。

また、環境法については特定建設資材(コンクリート塊、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト塊、木材)廃棄物を再資源化することを掲げ、再資源化等の促進等の実施に関する指針を遵守します。

法規制等	主な内容	当社の対応	遵守
騒音規制法	<ul style="list-style-type: none"> 騒音に関わる環境基準の遵守 指定、特定地域の騒音基準の遵守 新設変更工事開始30日前までに自治体に届出 	<ul style="list-style-type: none"> 《該当する工事の場合》 届出書・記載項目の確認 該当地域の騒音基準の確認 	—
振動規制法	<ul style="list-style-type: none"> 振動に関わる環境基準の遵守 指定、特定地域の振動基準の遵守 新設変更工事開始30日前までに自治体に届出 その指定地域の市町村の市町村長に7日前までに届出 	<ul style="list-style-type: none"> 《該当する工事の場合》 届出書・記載項目の確認 該当地域の振動基準の確認 	—
廃棄物処理法	<ul style="list-style-type: none"> 【法21条の3-1】・建設工事に伴い生じる廃棄物処理の適用は、元請業者が排出事業者となる 	<ul style="list-style-type: none"> 【法21条の3 第3項】による運搬であることを証する書面を備え付ける 	○
	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物が、運搬、処分するまでの保管義務、保管基準(60×60cm以上の掲示板設置等) 	<ul style="list-style-type: none"> 表示板の設置 早期処理(許可業者へ委託する) 	○
	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の運搬、収集、処理の委託基準に適合したそれぞれの業者との委託契約書の締結 	<ul style="list-style-type: none"> 業者との契約書締結後5年間保管 業者の許可証有効期限確認と写し保管 	○
	<ul style="list-style-type: none"> 管理票A票等の5年間保管 管理票が決まった日までに受理できなかったら県知事に報告する 	<ul style="list-style-type: none"> マニフェストの交付・保管 A票の照合確認欄へ受取月日を記入し保管 	○
	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事で生じる産業保管場所を、面積が300m²以上の事業場外に保管する場合、県知事に届出る 	<ul style="list-style-type: none"> 様式第二号の四による届出書を提出する 保管基準を遵守する(看板設置など) 	—
	<ul style="list-style-type: none"> 毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間に交付した管理票の交付等の状況を県知事に提出する 	<ul style="list-style-type: none"> 報告書(様式3号)の作成、提出 	○
河川法	<ul style="list-style-type: none"> 河川の使用及び河川に関する規制 	<ul style="list-style-type: none"> 該当する工事は河川管理者に届出る 	—
建設リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> 対象建設工事の請負契約書に分別解体の方法や費用等について記載し、発注者に説明する 	<ul style="list-style-type: none"> 工事請負契約書に関連帳票として添付する 	○
	<ul style="list-style-type: none"> 対象建設工事受注者は、特定建設資材(コンクリート塊、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト塊、木材)廃棄物を再資源化する 	<ul style="list-style-type: none"> 再資源化等の促進等の実施に関する指針を遵守する 	○
	<ul style="list-style-type: none"> 対象建設工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したときは、発注者に報告し、記録を作成する 	<ul style="list-style-type: none"> 工事完了後発注者への報告(コプリスによる報告) 	○
	<ul style="list-style-type: none"> 建設業許可または解体工事業登録の貼付 建設リサイクル法届出済シール貼付 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業許可票の看板掲示 	○
オフロード法	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年10月以降製造・販売機器には適合標識の表示(基礎工事業用機械・バックホウ・ブルドーザ等) 	<ul style="list-style-type: none"> 適合証明書、表示の確認 	○

8. 代表者による全体の評価と見直し結果

エコアクション21の環境保全活動に取り組み始めて11年になりますが、今後も、次世代のために省エネルギーや資源の有効活用、環境負荷の低減、CO2の排出削減など、様々な環境課題に対して取り組んでいく事が大変重要だと考えます。

今期、当社目標が全体的に未達になっていますが、年々、工事受注の規模も大きくなり、機械の稼働率も増え、石油燃料の使用量が増加している事が目標未達の原因と考えます。

次年度、目標達成のため、最新の排出ガス対応型の機会を積極的に使用する事と、従業員一人一人が目標を掲げ、CO2削減を意識していく事で目標達成に向け取り組んでいきます。これからも、会社が成長していくために、人づくりを大事にしていきたいです。